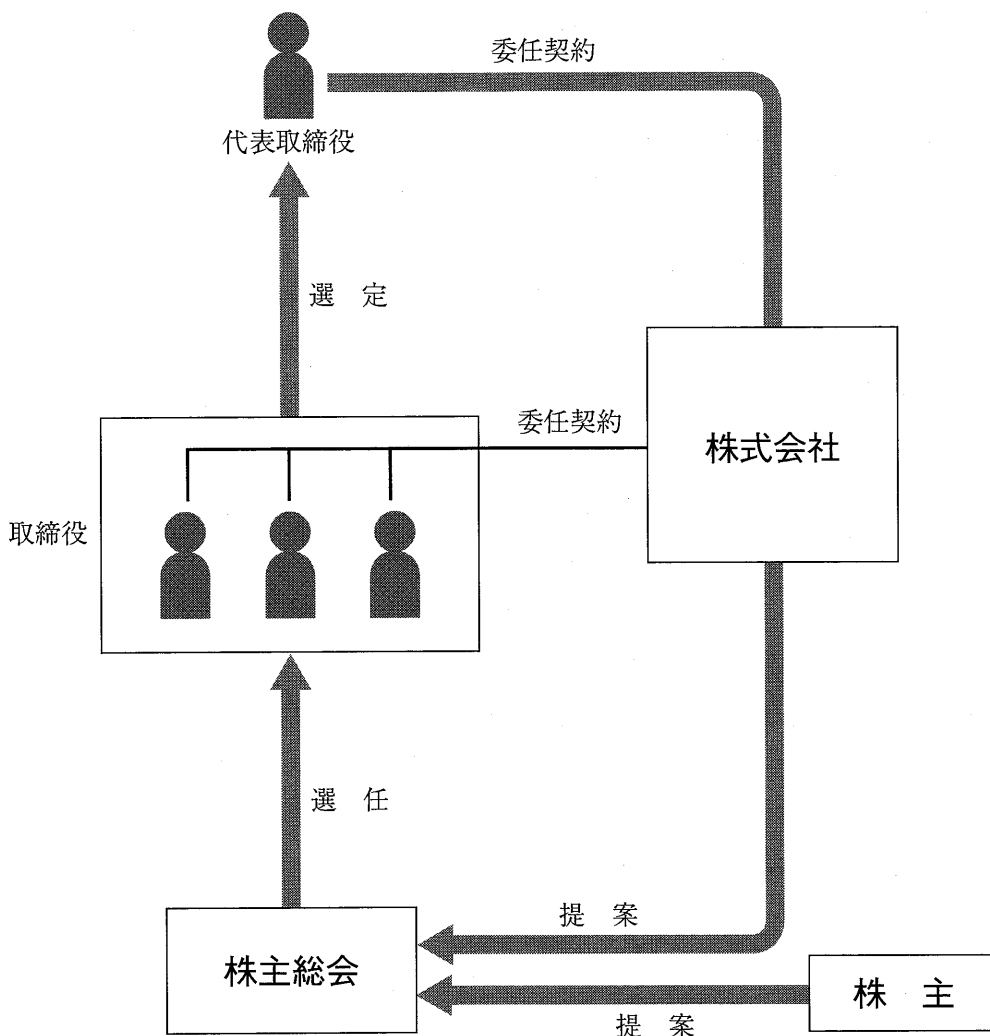


第1 役員を選任から終任まで

1 選任・再選任

◆取締役の選任と会社との関係



[高田 享]

基本事項

《取締役の選任》

取締役の員数	<input type="checkbox"/> 原則として1人以上（会社326①）、取締役会設置会社では3人以上（会社331⑤）
選任の決議要件	<input type="checkbox"/> 普通決議による（会社341）
選任決議の定足数	<input type="checkbox"/> 原則として議決権を行使できる株主の議決権の過半数。定款で緩和しても3分の1以上の出席を要する（会社341）
累積投票制度	<input type="checkbox"/> 定款で排除していない限り、株主は累積投票による取締役選任の請求をなし得る（会社342）
補欠取締役	<input type="checkbox"/> 取締役の選任に際し、補欠取締役を選任することができる（会社329③、会社規96）
就任承諾書	<input type="checkbox"/> 取締役の就任には、選任決議の他、取締役の就任承諾（委任契約）が必要（会社330）
就任登記	<input type="checkbox"/> 取締役の就任後2週間以内に、その氏名を登記する（会社911③十三・915①）
監査等委員会設置会社	<input type="checkbox"/> 監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任されることが必要（会社329②）

取締役実務一七

《取締役の資格》

欠格事由	<input type="checkbox"/> 法人、成年被後見人等、金融商品取引法違反等の罪を犯して刑に処せられる等した後2年を経過しない者、その他の法令違反を犯して禁錮以上の刑に処せられその執行が終わらない者（執行猶予中の者を除く）（会社331①）
------	---

二五四

譲渡制限会社	<input type="checkbox"/> 株式譲渡制限会社では、定款により取締役の資格を株主に制限できる（会社331②）
指名委員会等設置会社	<input type="checkbox"/> 指名委員会等設置会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人を兼務できない（会社331④）
監査等委員会設置会社	<input type="checkbox"/> 監査等委員会設置会社もしくはその子会社の業務執行取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることはできない（会社331③）

《取締役の任期》

取締役実務一七

原則	<input type="checkbox"/> 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで（会社332①本文）
任期の短縮	<input type="checkbox"/> 定款または株主総会決議により、任期を2年よりも短縮できる（会社332①ただし書）
任期の伸長	<input type="checkbox"/> 株式譲渡制限会社では、定款により、最長10年まで任期を伸長できる（会社332②）
指名委員会等設置会社	<input type="checkbox"/> 指名委員会等設置会社では取締役の任期は1年（会社332⑥） 定款または株主総会決議により短縮することも可能（会社332①ただし書）
監査等委員会設置会社	<input type="checkbox"/> 監査等委員以外の取締役の任期は原則1年（会社332③）定款または株主総会決議により短縮することも可能（会社332①ただし書） 監査等委員である取締役の任期は2年（会社332③）定款や株主総会決議によっても短縮できない（会社332④）

《代表取締役の選定》

二五五

代表取締役の選定	<input type="checkbox"/> 代表取締役は取締役の中から選定する（会社349③）
取締役会設置会社	<input type="checkbox"/> 取締役会設置会社では取締役会で選定する（会社362③）

取締役会非設置会社	<input type="checkbox"/> 定款、または定款の定めによる取締役の互選、または株主総会決議により選定する（会社349③）
就任登記	<input type="checkbox"/> 代表取締役の選定後2週間以内に、その氏名、住所を登記する（会社911③十四・915①）

《監査役の選任》

選任の決議要件	<input type="checkbox"/> 普通決議による（会社341）
選任決議の定足数	<input type="checkbox"/> 原則として議決権を行使できる株主の議決権の過半数。定款で緩和しても3分の1以上の出席を要する（会社341）
補欠監査役	<input type="checkbox"/> 監査役の選任に際し、補欠監査役を選任することができる（会社329②、会社規96）
就任承諾書	<input type="checkbox"/> 監査役の就任には、選任決議の他、監査役の就任承諾（委任契約）が必要（会社330）
就任登記	<input type="checkbox"/> 監査役の就任後2週間以内に、その氏名を登記する（会社911③十七・915①）

〔安田 明代〕

取締役実務一七

○役員変更登記をする

POINT

- 1 株式会社は、取締役の就任、退任、氏名変更、代表取締役の住所変更等、役員に関する登記事項について変更が生じたすべての場合に、役員変更登記を行わなければならない。
- 2 役員変更登記の手続を怠った場合には、代表取締役が過料に処せられるといった可能性があるため、登記事項に変更が生じた場合には速やかに変更登記を行う必要がある。

説明

1 意義

株式会社は、設立の登記において、取締役その他の役員に関する一定の事項を登記しなければなりません（会社911③十三・十四・十七等）。そして、会社設立後役員に関する登記事項について変更が生じたすべての場合に、役員変更登記をしなければなりません（会社915①）。

例えば、役員が新たに就任した場合、退任した場合、任期満了後再任した場合、婚姻により姓が変わった場合、代表取締役が転居した場合等に、役員変更登記の手続が必要となります。

しかしながら、いかなる場合に変更登記を行わなければならないかの判断は容易ではありませんし、役員変更登記の手続が失念されている事例も散見されます。

そこで、ここでは、実務上問題となりやすい役員変更登記について解説します。

2 役員変更登記が必要となる場合

取締役について登記すべき事項は、取締役の氏名、ならびに代表取締役の氏

名および住所です（会社911③十三・911③十四）。監査役については、その氏名が登記すべき事項です（会社911③十七）。

したがって、これらの事項に変更が生じた場合に、役員変更登記が必要となります（会社915①）。なお、婚姻により氏を改めた役員については、その就任による変更登記等の申請の際に、婚姻前の氏をも記録するよう申し出ることが可能です（商登規81の2①）。

以下では、取締役、代表取締役および監査役の変更登記に関し、特に留意すべき点について説明します。

(1) 重任

重任とは、役員が任期満了により退任し同時に再任された場合を指し、任期満了後に同一役員が再任され、役員に変更がない場合にも、重任登記を行わなければならないとされています。重任登記は登記手続を失念しやすい登記原因の一つとなっていますので、注意が必要です。

(2) 退任

役員は退任事由には、死亡、辞任、解任、任期満了、資格喪失等があります。これらの事由が生じた場合には、退任事由および退任年月日を登記事項として退任登記を行わなければならないとされています。

なお、法令または定款で定めた役員員の員数が欠けることになる場合、任期満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有するとされており（会社346①）、取締役または監査役の退任登記も、新たに選任された役員が就任するまでは許されません（最判昭43・12・24民集22・13・3334）。そのため、取締役または監査役の員数を欠くこととなる場合には、退任取締役や退任監査役に対し、引き続き役員としての権利義務を有することおよび退任登記ができないことについての理解を求めるとともに、速やかに後任を確保すべきです。

(3) 代表取締役

代表取締役については、氏名に加えて住所も登記事項とされています（会社911③十四）。

取締役会設置会社では、取締役の中から代表取締役を選定しなければならま

せんで(会社362③)、その代表取締役の登記事項に変更が生じた場合に、変更登記が必要となります。

取締役会非設置会社では、代表取締役を選定すれば(会社349③)、選定された代表取締役の登記事項に変更が生じた場合に変更登記が必要となります。代表取締役を定めない場合には、各取締役が代表権を有し(会社349①本文・②)、その場合の取締役も会社法上代表取締役と位置付けられていますので(会社47①)、各取締役を代表取締役として登記し、その登記事項に変更が生じた場合に変更登記が必要となります。

なお、住所の変更のうち、市町村の合併、境界の変更などによって、行政区画、郡、区、市町村内の町もしくは字またはそれらの名称に変更があった場合には、その変更による登記があったものとみなされます(商登26)。したがって、これらの変更が代表取締役の住所地で生じた場合でも、会社に変更登記申請の義務はありません。もっとも、①行政区画の変更に伴い地番が変更された場合、②土地改良事業・土地区画整理事業等の施行により地番が変更された場合、③住居表示が実施または変更された場合には、商業登記法26条の適用はありませんので、代表取締役の住所においてこれらの変更が生じた場合には、会社は住所地の変更登記手続きをしなければなりません(昭4・9・18民事8379号回答)。

取締役実務一七

3 登記手続

(1) 必要書類

役員変更登記の申請書の書式については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>)を参照してください。

役員変更登記の必要書類は、会社によっても登記原因によっても様々ですので、申請に当たっては、法務局に相談するか、専門家に依頼することも検討するとよいでしょう。特に、平成27年2月27日からは、役員の就任(再任を除きます)の登記申請に本人確認証明書の添付が必要となったほか(商登規61⑤)、代表取締役等の印鑑提出者の辞任の登記申請には、辞任届にその印鑑提出者の実印の押印(印鑑証明書の添付が必要です。)または登記所届出印の押印が必要となりましたので(商登規61⑥)、注意が必要です。

二八六ノ二

(2) 登記の完了時期

登記が完了する時期は、申請する法務局によって、また申請する時期によってまちまちですが、早ければ申請後2、3日、遅ければ10日程度の期間を要することがあります。法務局の受付や各法務局のホームページ上で、登記完了予定日（補正日）を確認できます。

なお、登記の申請後登記完了までの間は、原則として申請中の会社の登記事項証明書や印鑑証明書を取得することはできませんので、登記の申請に当たっては、登記完了後に証明書の交付を受けることで足りるよう留意してスケジュールを組む必要があります。

4 役員変更登記を怠った場合

それでは、役員変更登記の申請を怠った場合には、どのような制裁やリスクがあるのでしょうか。

(1) 登記期間と罰則

役員変更登記手続はいつまでに行う必要があるのでしょうか。期限までに変更登記手続を行わなかった場合には、何らかの制裁が課されるのでしょうか。

会社は、登記事項に変更が生じた日から2週間以内に、会社の本店所在地において、変更の登記をしなければなりません（会社915①）。支店の所在地においては3週間以内とされています（会社930③等）。

これらの期間内に変更登記手続を行わなくとも、期間の経過を理由として登記申請を却下されることはありませんが、100万円以下の過料に処せられます（会社976①一）。過料の対象は、株式会社ではなく代表取締役です。

(2) みなし解散

最後の変更登記から12年を経過した株式会社については、「休眠会社」としてみなし解散の手続がとられます（会社472①）。そのため、役員変更登記を長期間怠った場合には、所定の手続の後に解散したとみなされるリスクがあります。

特に取締役の任期を10年に延長した株式会社（会社332②）は、取締役の変更登記を2年失念しただけでみなし解散の要件に該当する可能性がありますので、役

員変更登記を失念しないよう注意が必要です。

(3) その他登記懈怠によるリスク

役員変更登記を行わないと、第三者との関係で会社が不利益を被る危険もあります。すなわち、登記すべき事項は、登記するまでの間は善意の第三者に対抗することができず(会社908①前段)、登記後も第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、登記事項を対抗できません(会社908①後段)。また、故意または過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができません(会社908②)。

したがって、代表取締役を変更したにもかかわらずその旨の変更登記を行わない間に、前代表取締役が会社名義で取引を行った場合、会社は、その取引は前代表取締役が行ったもので無効だと主張できない可能性があります。例えば、前代表取締役が会社に無断で会社名義の手形を振り出した場合に、会社は、会社法908条1項前段により、代表取締役の変更を知らない手形の受取人からの手形金の請求を拒めないことになります。

5 役員変更登記手続のコスト

役員変更登記には、申請1件につき、資本金の額が1億円以下の会社は1万円、1億円を超える会社は3万円の登録免許税がかかります(登税別表1二十四(一)カ)。

取締役会の廃止等の変更登記も同時に申請する場合には、別途、申請1件につき登録免許税が3万円かかります(登税別表1二十四(一)ワ)。

そのほか、専門家に依頼する場合にはその報酬も支払う必要があります。

6 まとめ

以上のとおり、登記懈怠には過料の制裁等が伴いますので、役員変更登記が必要となる場合を認識し、役員変更登記が必要になった場合には速やかに登記手続を行える体制作りをしておくことが肝要です。

[赤堀 有吾]

○監査等委員である取締役の選任等についての意見を陳述する

POINT

- ① 平成26年の会社法の改正により、新しく監査等委員会設置会社の機関設計が可能となった。監査等委員会設置会社において監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任・解任または辞任について意見を述べるができる。
- ② 監査等委員である取締役は、意見陳述を通じて監督機能を果たすことが期待され、場合によっては意見陳述をしないことについて任務懈怠の責任を問われることもありうる。
- ③ 監査等委員である取締役の求めにもかかわらず意見陳述の機会が与えられずに決議された株主総会は、決議が取り消される場合がある。

取締役実務
一七

説明

1 監査等委員会設置会社制度の新設

平成17年に成立した会社法は、平成26年6月に通常国会で成立した「会社法の一部を改正する法律」により、施行後初めて的大幅な改正が行われました（以下、改正後の会社法を「改正会社法」といいます）。改正会社法は、コーポレート・ガバナンスの強化や親子会社に関する規律の整備を中心に、従来の会社法制全般にわたって多数の改正を施したものですが、コーポレート・ガバナンス分野での改正の柱となるのが、監査等委員会設置会社の機関設計の導入です。

従来の会社法において、取締役による会社の業務執行を監視・監督する機関設計としては、監査役（監査役会）設置会社（会社2九・十）と、委員会設置会社（改正前会社2十二）がありました。

改正会社法では、従前の委員会設置会社は「指名委員会等設置会社」と呼称を変えた上で（会社2十二）、監査役（監査役会）設置会社および指名委員会等設置会社のいずれとも異なる、監査等委員会設置会社（会社2十一の二）の機関設計が新たに可能となりました。

すなわち、監査役（監査役会）設置会社では、監査役は取締役会での議決権がなく、業務執行者の選定・解職の権限を有していないことから、取締役の業務執行に対する監査・監督機能には限界がありました。

また、業務執行者に対する監査・監督を、取締役会において議決権を有する社外取締役に期待する指摘もあり、そのために会社法は委員会設置会社の規定を設けています。しかし、委員会設置会社は、取締役候補者の指名を委ねる指名委員会や取締役および執行役の報酬の決定を委ねる報酬委員会について、社外取締役に過半数とする必要がある（会社400③）ため、これに対する抵抗感等から、採用する会社は少数にとどまっていました。

このような状況を踏まえ、監査役（監査役会）設置会社と委員会設置会社のそれぞれの難点に対応した新制度として、監査等委員会設置会社が設けられました。

監査等委員会設置会社では、社外取締役に過半数を占める取締役が監査等委員会を構成し（会社331⑥）、監査等委員会が取締役の職務執行の監査を行います（会社399の2③一）。

また、監査等委員会設置会社には指名委員会・報酬委員会が設置されないため、社外取締役に過半数を占めるこれらの委員会で取締役候補者の指名を受け、報酬を決定されることへの抵抗感を避けることができます。

そして、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任もしくは解任または辞任や報酬等についての意見陳述が認められており（会社342の2④・361⑥）、監査等委員の意見を株主に知ってもらうことを通じて、株主による取締役に對する監督に実効性を持たせることも期待されています。

このように、監査等委員会設置会社の仕組みは、株式会社における監査・監督機能をより充実させるための新たな機関設計の選択肢として創設されました。

2 監査等委員である取締役の選任についての意見陳述

監査等委員会設置会社では、監査等委員会が業務執行者からの独立性を確保し身分保障を図るための仕組みの一つとして、監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の選任もしくは解任または辞任につき株主総会で意見を述べることができます（会社342の2①）。

これは、業務執行者である取締役を監視・監督する立場の監査等委員である取締役が、監視・監督の対象となる取締役により恣意的な人事を受け、監視・監督機能が形骸化することを防ぐことを目的としたものであり、同様に業務執行に対する監督機能を期待される会計参与や監査役について従前から認められていた権限（会社345①④）を、新設される監査等委員である取締役にも認めたものです。

意見陳述を行うことができるのは、株主総会の日現在において、監査等委員である取締役として在任している者であり、これには、監査等委員である取締役としての権利義務を有する者（会社346①）、一時役員職務を行う者としての監査等委員である取締役（同②）、職務代行者（会社917、民保56）も含まれます。

この場合、意見陳述者は、自身以外の監査等委員である取締役の選任もしくは解任または辞任についてはもちろん、自らが再任されないことについても意見を述べるすることができます。また、陳述すべき意見の内容に具体的制限はなく、具体的には、候補者の選任については不適格性について、現任者の不再任・解任については不当性についての意見を述べるのが想定されています（「栗山徳子「監査役・会計監査人の意見陳述」判タ1048・90参照。）。

なお、意見陳述は権利であって義務ではないので、特に述べる事項がない場合にはあえて意見を陳述する必要はありません。ただ、候補者が明らかに不適格者であるのに意見を述べないことや、不当な不再任・解任に対して意見を述べないことは、監査等委員である取締役の監査・監督機能を果たしていないことになり、任務懈怠の責任（会社423①）を問われることもありうるということには注意が必要です（「栗山徳子「監査役・会計監査人の意見陳述」判タ1048・90参照。）。

三 3 意見陳述の機会を与えないで株主総会決議がなされた場合

五 以上のとおり、監査等委員である取締役には株主総会で意見陳述することが

権利として認められていますが、監査等委員である取締役が議長に対して意見を述べることを求めたにもかかわらず、議長がこれを無視して、意見陳述の機会を与えることなく選任・解任決議を行った場合の決議の効力が問題となります。

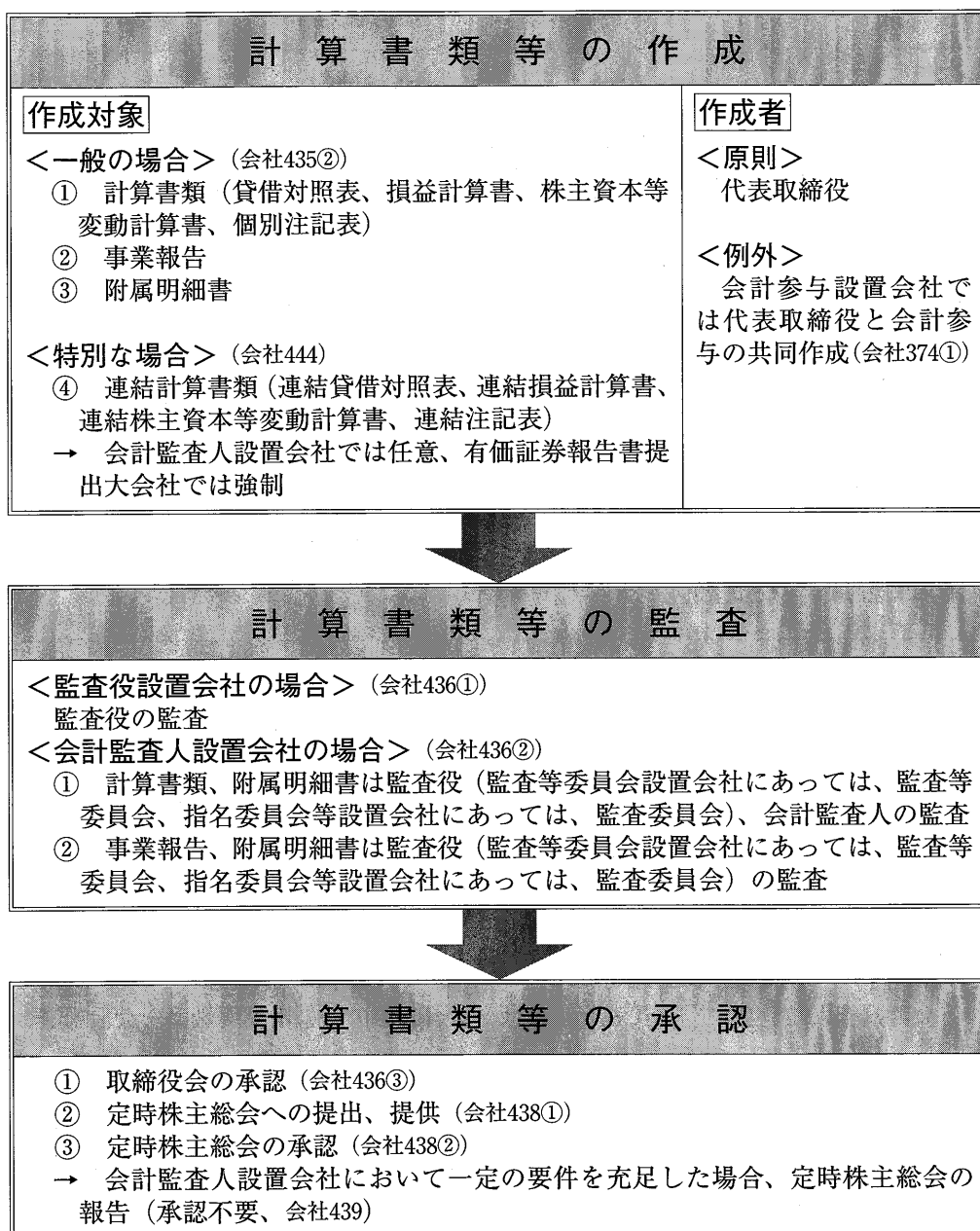
この点、監査等委員である取締役に意見陳述権が法定されたことから、意見陳述が求められた場合には、議長は必ずその機会を与える必要があります。そのため、意見陳述を求められたにもかかわらず、これを無視し、意見陳述の機会を与えずに決議を行った場合、決議方法の法令違反として、株主総会決議の取消事由（会社831①一）になると解されます。参考になる裁判例として、従前から同様の意見陳述権が認められていた監査役に対して、意見陳述の機会を与えずに解任決議をした場合に、株主総会決議取消の事由になると判示した裁判例があります（東京高判昭58・4・28判時1081・130）。ただし、この裁判例では決議取消の訴えの提訴期間を過ぎており、実際には決議が取り消されたものではありません。監査等委員である取締役の意見陳述権についても、これを無視すれば同様に決議が取り消されうるということに、注意が必要です。

〔関口 康晴〕

取締役実務
一七

第2 計算書類等の作成・確認・承認

◆計算書類等の作成から承認までの流れ



取締役実務一五

五七一

[櫻井 喜久司]

基本事項

《計算書類等の作成》

計算書類等の作成 (会計参与設置会社) (大会社で、かつ、 有価証券報告書を 提出しなければならない会社)	<input type="checkbox"/> 代表取締役は、計算書類・事業報告・これらの附属明細書を作成する(会社435②) <input type="checkbox"/> 代表取締役と会計参与が共同して計算書類・附属明細書を作成する(会社374①) <input type="checkbox"/> 代表取締役は、連結計算書類も作成する(会社444③)
---	--

《計算書類等の提出》

計算書類等の提出 (監査役設置会社) (会計監査人設置会社) (監査等委員会設置会社)	<input type="checkbox"/> 監査役、会計監査人、監査委員会を設置している場合は、計算書類の監査を受ける必要がある <input type="checkbox"/> 監査を受ける計算書類等について、監査前に取締役会の承認を受ける必要はない <input type="checkbox"/> 代表取締役は、計算書類・事業報告・これらの附属明細書を監査役に提出して監査を受ける(会社436①) <input type="checkbox"/> 代表取締役は、計算書類・その附属明細書を会計監査人に、計算書類・事業報告・これらの附属明細書を監査役に提出して監査を受ける(会社436②) <input type="checkbox"/> 代表取締役は、計算書類・その附属明細書を会計監査人に、計算書類・事業報告・これらの附属明細書を監査等委員会に提出して監査を受ける(会社436②)
--	---

取締役実務一五

五七二

- | | |
|--------------|---|
| (指名委員会等設置会社) | <input type="checkbox"/> 執行役は、計算書類・その附属明細書を会計監査人に、計算書類・事業報告・これらの附属明細書を監査委員会の指定した監査委員に提出して監査を受ける（会計規125） |
|--------------|---|

《監査期間》

- | | |
|-----------|---|
| 監査役設置会社 | <input type="checkbox"/> 特定監査役は、計算書類・その附属明細書についての監査報告の内容を、特定取締役に対し、次のいずれか遅い日までに通知する（会計規124①一） <ol style="list-style-type: none"> ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ② 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ③ 特定取締役と特定監査役で合意した日があるときはその日 <input type="checkbox"/> 特定監査役は、事業報告・その附属明細書についての監査報告の内容を、特定取締役に対し、次のいずれか遅い日までに通知する（会社規132①） <ol style="list-style-type: none"> ① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日 ② 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ③ 特定取締役と特定監査役で合意した日 |
| 会計監査人設置会社 | <input type="checkbox"/> 会計監査人は、計算書類・その附属明細書についての監査報告の内容を、特定監査役および特定取締役に対し、次のいずれか遅い日までに通知する（会計規130①一） <ol style="list-style-type: none"> ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ② 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ③ 特定取締役、特定監査役および会計監査人で合意した日があるときはその日 <input type="checkbox"/> 会計監査人は、連結計算書類についての会計監査報告の内容を、特定監査役および特定取締役に対し、連結計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日（特定取締役、特定監査役および会計監査人で合意した日があるときはその日）までに通知する（会計規130①三） <input type="checkbox"/> 特定監査役は、計算書類・その附属明細書についての監査報告の内容を、特定取締役および会計監査人に対し、 |

次のいずれか遅い日までに通知する（会計規132①一）

- ① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日
- ② 特定取締役と特定監査役で合意した日があるときはその日

特定監査役は、事業報告・その附属明細書についての監査報告の内容を、特定取締役に対し、次のいずれか遅い日までに通知する（会社規132①）

- ① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日
- ② 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定取締役と特定監査役で合意した日

特定監査役は、連結計算書類についての監査報告の内容を、特定取締役および会計監査人に対し、会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日（特定取締役と特定監査役で合意した日があるときはその日）までに通知する（会計規132①二）

《取締役会による計算書類等の承認》

取締役会設置会社

監査を受けた計算書類・事業報告・これらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない（会社436③）

会計参与設置会社

会計参与は、決算承認取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない（会社376①）

会計監査人設置会社

会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれている等の要件に該当する場合は、計算書類は取締役会の承認によって確定し、定時株主総会の承認は不要である（会社439、会計規135）

取締役実務一五

[梅木 佳則]

五七四